

東電福島原発事故に関する損害賠償請求権に係る広報・相談等の取組

令和 2 年 9 月 2 4 日

原子力損害賠償紛争審査会事務局

1. 広報・相談についての基本的な考え方

- ・ 広報・相談を東電任せにせず、国や関係機関も適切な役割分担の下、一体となり、効果的に広報・相談を行う。
- ・ 広報・相談に当たっては、福島県及び被災市町村と連携する。
- ・ 広報内容については、文部科学省から基本となる案を示し、一定の統一感をもって実施する。

2. 広報・相談活動等を行う政府関係機関等の役割分担及び対応状況(主なもの)

○国(文部科学省)

- ・ 文部科学省作成リーフレットの配布、説明
→リーフレットを被災市町村広報紙に折り込み(計約 27,000 部)や被災市町村広報紙に記事掲載(計約 38,000 部)、避難者向け広報紙「ふくしまの今が分かる新聞」(約 8 万部)に記事掲載
- ・ 政府広報の活用 等
→政府広報ラジオ番組内 CM として全国 38 の FM ラジオ局で令和 2 年 3 月 7 日・8 日にかけて放送、福島県の地元紙に新聞広告を計 14 回掲載

○原子力損害賠償紛争解決センター(ADR センター)

- ・ ADR センター作成チラシの配布、説明
→センターからのお知らせ等を記載した広報媒体の作成・配布、福島県内地方公共団体等の広報紙・ホームページへの案内記事掲載、新聞広告の掲載
- ・ 各団体主催の原子力損害賠償に関する説明会への調査官の派遣 等
→道の駅の開所等のイベントに併せた説明会等に協力

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構(NDF)

- ・ 原子力損害賠償に関する無料法律相談会の開催 等

- 福島県内・県外において NDF 直轄による原子力損害賠償に関する無料法律相談会、復興公営住宅や仮設住宅等での巡回相談会を実施、各都道府県弁護士会に委託して、各地における無料個別相談を実施
- ・行政書士による電話無料情報提供
- 東電への直接請求や ADR 申立てに関する手続、各種公的支援制度等の情報提供を実施

○日本司法支援センター(法テラス)[関係省庁：法務省]

- ・法制度や相談窓口等の情報提供
- ホームページやコールセンター等において、原子力損害賠償に関する法制度や相談窓口等の情報を提供
- ・無料法律相談、裁判手続等における弁護士・司法書士費用等の立替え(※)
- ※ 一定の要件を満たす場合に限り
- 全国の法テラス地方事務所にて、東日本大震災法律援助事業(弁護士・司法書士による無料法律相談等)を実施

○東京電力ホールディングス株式会社[関係省庁：経済産業省]

- ・未請求者等への戸別訪問 等
- 未請求者等への戸別訪問やダイレクトメールの送付等を実施
- (参考) 2019年10月30日付けプレスリリース「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する当社の考え方について」にて消滅時効に関して柔軟な対応をする旨を公表

3. 損害賠償請求権に係る今後の取組について

【広報・相談活動】

- ・引き続き、国や関係機関が連携して、福島県、被災市町村に協力いただきながら広報・相談活動をさらに強化・実施し、未請求者の減少に努める。
- ・請求できていない理由を分析し、継続的な取組のみならず、新たな取組も含め精力的に実施。

実施するもの	アプローチ方法
請求を促す広報等の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元広報紙への記事掲載とチラシの折り込みの継続（文部科学省） ・ 県外の被災地をできるだけ網羅できるよう更なるチラシの配布（文部科学省） ・ 新聞への継続的な広告掲載（文部科学省） ・ 政府広報の活用（文部科学省） ・ 把握している未請求者等への戸別訪問（東京電力）
請求漏れを確認する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未請求項目チェックリストの送付（NDF） ・ 原子力損害賠償に関する無料法律相談会の開催（NDF） ・ 法制度や相談窓口等の情報提供（法テラス） ・ 未請求項目の有無に対する問合せ対応（東京電力） ・ 説明会への調査官の派遣（ADR センター）
請求に対するきめ細かな支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手続きのサポート（相談窓口や戸別訪問による請求書の作成支援等）（東京電力） ・ 復興公営住宅などでの巡回相談会（NDF） ・ 説明会への調査官の派遣（ADR センター）